

# 茨木市内建築協定一覧表

全5地区・認可年月日順  
令和5年11月現在

	名称	区域面積	制限の概要	有効期間	認可
1	茨木サニータウン第3住宅地区建築協定	山手台一丁目 45,875.89 m <sup>2</sup> 233 区画	◇一宅地一住宅で個人専用住宅又は診療所併用住宅 ◇土地区画の分割禁止 ◇地上2階以下、高さ9m以下、軒高7m以下 ◇敷地境界線までの距離1m以上 ◇擁壁天端のはね出し禁止 ◇敷地の空地部に緑化	認可公告日から起算して10年間 継続的に自動更新10年間	茨木市指令建指第13-3号 H13.11.16
2	茨木サニータウン第4住宅地区建築協定	山手台七丁目 64,438.59 m <sup>2</sup> 335 区画	◇一宅地一住宅で個人専用住宅又は診療所併用住宅 ◇土地区画の分割禁止 ◇地上2階以下、高さ9m以下、軒高7m以下 ◇敷地境界線までの距離1m以上 ◇擁壁天端のはね出し禁止 ◇敷地の空地部に緑化	認可公告日から起算して10年間 継続的に自動更新10年間	茨木市指令建指第16-41号 H16.6.30
3	彩都あさぎ二丁目B3地区建築協定	彩都あさぎ二丁目 6,440.26 m <sup>2</sup> 27 区画	◇地盤高さ変更禁止 ◇敷地境界線までの距離1m以上 ◇建ぺい率50%以下、容積率100%以下 ◇地上2階以下、高さ10m以下、第1種高度地区の高さ以下 ◇一宅地一住宅で個人専用住宅又は診療所(診療所併用住宅を含む) ◇2階屋上の利用禁止 ◇屋根は勾配屋根 ◇工作物の設置禁止 ◇駐車装置の設置禁止 ◇色彩、形態、意匠は良好な住宅地に調和すること。 ◇敷地内空地の緑化 ◇宅地内緑化区域は、中高木を中心とした緑化に努める ◇植栽した樹木の良好な維持・管理	認可公告日から起算して10年間 自動更新10年間	茨木市指令建指第110号 H19.10.26
4	緑彩ビレッジ茨木建築協定	宿久庄四丁目 28,433.40 m <sup>2</sup> 120 区画	◇土地区画の分割禁止 ◇地盤高さ変更禁止 ◇敷地境界線までの距離1m以上 ◇建ぺい率50%以下、容積率100%以下 ◇地上2階以下、高さ10m以下、軒高7m以下 ◇一宅地一住宅で個人専用住宅又は事務所、日用品の販売を主たる目的とする店舗等の兼用住宅、患者の収容施設のない診療所の兼用住宅 ◇駐車装置の設置禁止 ◇色彩、形態、意匠は良好な住宅地に調和すること。 ◇敷地内空地の緑化	認可公告日から起算して20年間 自動更新20年間	茨木市指令建指第86号 H20.11.4
5	彩都ガーデンビレッジあさぎ街区建築協定	彩都あさぎ五丁目 12,966.75 m <sup>2</sup> 65 区画	◇区画分割禁止、地表面変更禁止 ◇敷地境界線までの距離1m以上 ◇地上2階以下、高さ10m以下、軒高7m以下 ◇一宅地一住宅で個人専用住宅 ◇擁壁天端外端から工作物はみ出し禁止 ◇最上階屋上の利用禁止 ◇屋根は勾配屋根 ◇アンテナ、機械式駐車設備の設置禁止 ◇色彩、形態は良好な住宅地に調和すること ◇敷地内空地の緑化	認可公告日から起算して10年間 経過後の6月末日自動更新10年間	茨木市指令審第25号 R5.5.29